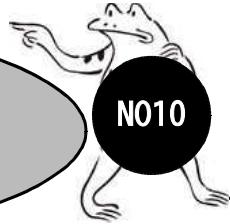


「その支出、ちょっとまたたあ！」

すきでんぬきほ
京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟団 通信

2023.6.29

NO10



連絡先：大阪市中央区内淡路町1-3-11-402 ☎ 06-7777-4935
靖国合祀イヤですアジアネットワーク気付
<http://noyasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

一第11回口頭弁論報告一

(証人尋問)

永井美由紀（事務局）

6月6日13時半から、京都地裁大法廷で第11回口頭弁論が開かれ、原告2名と学者証人3名の証言が行われた。

最初に、原告の駒込氏から、この裁判の原告になった理由が述べられた。

娘が公立の小学校に入学する少し前に、「近所の神社で小学校新入学児童祈願祭を行うので集まってください」という神社奉賛会からの案内が郵便受けに入り、学校が新入学児童の氏名・住所を奉賛会に伝えたことが判明した。校長と話をし、公的機関である公立学校が家族構成を神社に知らしたこと、特定の宗教への協力は特別な「お墨付き」を与える行為であること、「お墨付き」のある行事への不参加は「変わった子ども」と見られる危険があることを伝え、校長からは「何十年も続いている慣行だから」「地域のお社だから」と説明があった。今後は地域の掲示板に貼り出すことになると、校長から電話連絡があった。この件で娘がいじめにあうことはなかったが、電話があった翌日、自転車のフロントスポークが鋭利なもので切断されていた。

京都府の支出に反対の声をあげたら、また嫌がらせがあるのでないかと恐怖を感じたが、少数者の権利を守るために、そうした慣行を断ち切りたいと思って原告となった。

次に、在日2世である原告の朴氏から、原告となった理由が次のように話された。

日本に土地を奪われ日本に稼ぎに来るしかなかった親達の日本での差別と貧困にあえぐ姿を見てきた。兄弟も朝鮮人であることを理由に就職を断られ、自分も朝鮮人であることが判ると解雇されてきた。

いまだに孫達も差別されいじめにあってるが、私にそれを言えないでいる。

差別偏見が跡を絶たないこの原因として、天皇に戦争責任があるにもかかわらず責任を曖昧にしてきことがある。戦前の天皇制国家の戦争責任問題をGHQは不間に付して、代わりに憲法に政教分離規定ができたのに、天皇代替わり儀式で揺るがせられようとしている。これは政教分離違反で、朝鮮人への差別偏見は維持拡大されてしまう。

歴史学からの学者証人は、高木博志氏。

大嘗祭の諸儀式が服属儀礼であり、帝国憲法下の神になる儀式が継承されていることが証言された。

古代の大嘗祭は、7世紀後半、律令制の成立に伴い天皇号の定着とともに、古事記・日本書紀の天孫降臨神話に呼応する形で成立し、国郡制のもと天皇の全国統治を示し、国司、郡司など地方豪族の服属儀礼であった。平安時代に仏教思想が浸透して大嘗祭は形骸化し、約二百年間中断。大嘗祭は先帝から新天皇への口伝とされ、中世に途絶えた。中・近世の天皇は仏教徒であり、即位灌頂などの仏教儀礼が重要な位置を占め、斎田抜穂の儀も近世は丹波国に限定された。

明治になって、天皇を頂点とする支配体制を確立するために、天孫降臨神話に基づき天皇が現人神となるた

めの儀式として大嘗祭が意味を持たされ、皇室祭祀も様々な儀式が生み出された。明治の登極令で、大嘗祭抜穂の儀は地方長官に行わせるとされ、府県知事がその地方を代表して天皇の国家統治に対する服属儀礼の役割を担うものである。

令和の大嘗祭でも、明治の登極令のままの様式である。神となる儀式であることは、川出清彦掌典や高宮朝子内掌典の発言からも明らかである。

憲法学からは、佐々木弘道氏と横田耕一氏が証言した。

佐々木氏の研究テーマは、信教の自由と政教分離である。

佐々木氏からは、京都府知事らの大嘗祭関連の諸儀式への参列は違憲とする観点について、説明が行われた。天皇代替わり諸儀式に関する憲法問題は、憲法上の政教分離原則と天皇制がクロスする領域で生じている。①君主のいない国における国家と宗教を分離する政教分離と、②君主の宗教問題に対する政教分離の二つがある。神道指令は①のみを対象としており、②には触れていない。

君主主権原理を基礎し権力分立が制約された大日本帝国憲法から、国民主権原理を基礎とした上で人権保障と権力分立を不可欠の原理とする日本国憲法に変わったが、世襲である天皇という憲法の理念から外れる存在が残された。

①は憲法20条と89条、②は歴史上の経緯から4条。国家機関としての天皇の「公」を厳密に国事行為のみに限り、その他の活動は全て「私」であるものとし「公」領域に滲み出て戦前の国家神道体制の弊害の再来が決してないことが要請されている。

横田耕一氏からは、政教分離は戦前の弊害を再び生じさせないために制定されていること、裁判所が判決で「社会的儀礼」と認定することは人権侵害であることが述べられた。

「国家」と結びついて弊害を生じさせた「宗教」は「天照大神の裔である祭主天皇崇敬体制」で、「国家神道」「神社神道」と漠然と意識されているが、中心に「天皇」が存在するところに特徴がある。過去から続く天皇制度の「伝統儀式」だからこそ政教分離原則に反し、公的な関与は排除されなければならない。

目的効果基準は曖昧だと批判してきたが、特定の宗教に対する支援や他宗教への圧迫の効果を基準に判断すれば明確な基準となる。

「大嘗祭」への知事の参列は「過度のかかわりあり」である。信教の自由などの人権を考えるときには、多数派の言である「社会的儀礼」と断じて、特定の行為を裁判所が少数者に半ば強制する効果を生むことは避けるべきである。

《 第12回口頭弁論 最終弁論 》

今回で結審の予定です 次回はいよいよ **判決**

9月8日 (金) 14時半～

(抽選あり、30分前に正門前集合)

京都地裁大法廷 (地下鉄丸太町)

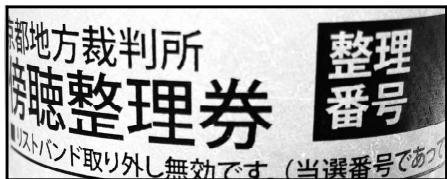
弁論の集大成！弁護士による口頭陳述が行われます

裁判終了後、弁護士会館にてかみ砕き説明会の予定



一審の総まとめです お誘い合わせ傍聴に駆けつけて！

「リストバンド」京都地裁独自の発想か？



6/6*傍聴記その1

一所変われば品変わる一

辻子 実（即位大嘗祭違憲訴訟・原告）

即位大嘗祭違憲訴訟では、5月31日（水）6人の原告尋問が行われ、6月21日（水）には、引き続いで6人の原告尋問が行われた。（最終弁論 10月11日（水）14:00～）

そのような中、京都でも6月6日学者証言、原告尋問が行われました。

当日は傍聴抽選が行われましたが、東京では傍聴整理券が配布され所定の待機場所に囲い込まれるのですが、「所変われば品変わる」で京都では、傍聴整理券が「リストバンド」。結果的には傍聴希望者が傍聴席87席に満たなかったので、全員に傍聴券が配布されました。

裁判は、駒込武さんと、朴実（パク・シル）さんに対する原告尋問。

「憲法70年と政教分離原則」などの論文を書かれている佐々木弘通さん（東北大学大学院法学研究科教授）、近代天皇制の文化史的研究がテーマの高木博志さん（京都大学教授）、横田耕一さん（九州大学名誉教授。流通経済大学特例教授）に対する学者証人尋問。

被告側反対尋問は全て「ありません」。植田智彦裁判長からも「私からも質問はありません」で終了。

東京の5月31日原告尋問でも、木村眞昭原告の尋問に対して、裁判長から「シンギフハイ」とは何ですか。という問い合わせが発せられたのみ。神祇とは、天神と地祇、天地間のすべての神々の意、不拝とは拝まないという浄土真宗の根本教義。

被告側としては、反対尋問をして墓穴を掘るより、スルーして逃げ切ることを考えているのでしょうか。

朴実さんは、在日朝鮮人2世として、新憲法ができ、政教分離の規定ができた。それがまた、天皇代替わり儀式で揺るがせられようとしている。朝鮮人への差別偏見は維持拡大されてしまう。という思いを語られました。

駒込武さんは、娘さんが公立小学校に入学する少し前に、「近所の鷺の森神社で小学校新入学児童祈願祭を行うので集まってください」という案内が自宅のポストに入っていて公立学校が神社の行事に協力する理由を、校長に尋ねたことと「何十年も続いている慣行だから」「地域のお社だから」と。

明らかに宗教的行事である大嘗祭等への府知事の参加が、「社会的儀礼」と言えば許されるのかという問題を提起。「社会的儀礼」という言葉は、憲法に定める人権保護の規定を骨抜きにし、多数者の同調圧力で少数者を従わせるための言葉であると感じられたと証言されました。

駒込武さんは、京都大学教授であり、日本植民地支配下の台湾・朝鮮の教育史が専門で、「侵略神社」との関係で前から存じ上げていたのですが、小学校という身近な所で、鬪っておられるをお聞きして、身が引き締まる思いでした。

高木博志さんも、2019年に京都府知事が主基国地方官として、不可欠な存在として、主基国斎田行事や、大嘗宮の儀に臨席し饗宴の風俗舞の奉祝儀式に参列することは、日本国憲法の政教分離、国民主権の原理に反することになると考えます。と、明確に論理展開されました。

佐々木弘通さんは、「京都府知事らが大嘗祭関連の諸儀式へ参列することの憲法適合性についてどのように考えられますか。」という質問に対して、明確に「違憲だと考えます。」と応えられました。

佐々木弘通さんの政教分離分析は面白かったです。何らかの形で詳細に紹介して頂けたらと思います。

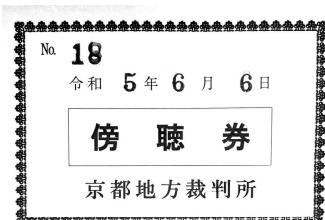
横田耕一さんは、現在も『月刊靖国・天皇制問題情報センター通信』（靖国・天皇制問題情報センター・刊）で毎号〔巻頭言・偏見録〕で健筆を奮っておられるので、ご存じの方も多いのではないかと思いますが、現憲法における国民主権・政教分離原則のもとでの天皇制度においては「伝統である」との理由で公的に行うこととはゆるされない。天皇はいわゆる「人間宣言」でも「天照大神の裔」であることは否定していない。過

去から続く天皇の「伝統儀式」だからこそ公的な関与が排除されるのであると元気に証言されました。

抜き穂の儀違憲訴訟に関しては、吉原弁護士らが健闘されて「近江八幡市の本件公金支出は、憲法20条3項に違反するものである」との実質勝訴を獲得した「滋賀県穀祭違憲訴訟」。河野弁護士や島田雅美さんや松下竜一さんらが、健闘された「大分抜穂の儀違憲訴訟」の歴史があつてこそその違憲訴訟であることを、私たちは記憶し、継承し続けていく必要があると思います。

即位大嘗祭違憲訴訟でも、30年前の即位大嘗祭違憲訴訟の記録を必要とされる事が起きていました。

是非、今回の「京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟」の裁判記録を刊行して頂き、いずれの日にかの「必勝」を期して頂きたいと切に思います。



6/6*傍聴記その2

平野 誠（大阪・サポーター）

6月6日(火)、年休を取って学習会に参加した。以下、個人的報告。

テーマは「天皇代替わりの宗教行事」、場所は京都市地方裁判所、5人の報告を3時間に亘って聞ける貴重な機会だった。事前に提出されている書面を読み込んでこの日の発言に耳を傾ければ

※大嘗祭が「国民主権」を定めた現憲法に違反する行事であり、

※天皇家の宗教行事を公費を使って行う事は明らかな「政教分離」違反であり、

※その一環で行われた「主基田抜穂の儀」も宗教行事に他ならず、

※京都府知事等公職者が、公金を使って、公務として参加するのは、明白な憲法違反である事がよく分かったはずだ。

しかし、主宰していた裁判官達はメモ1つ取っていなかったようで、せっかくの学習の場を生かせなかつたのではと思ってしまう。

さて、私自身ちゃんと知らなかつたので、歴史的に見る大嘗祭の話は興味深かつた。

天皇家が「歴史と伝統」と称するイベント=アマテラス等を「皇祖」として新天皇が「神」と一体化すると言ふトンデモ儀式=大嘗祭だが、江戸幕府の勧めで復活するまで200年以上していなかつた。天皇自体が仏門に入る事も多く、神道のみに重きを置いて居たことも明治維新までは無かつた。彼等が祖先神とするアマテラスを祀っている「伊勢神宮」に参拝し出したのも、明治天皇ムツヒトからだ。

この歴史的経緯を併せて考えれば、今回の大嘗祭も「帝國憲法」下で作られた国家神道行事でしかなく、「国民主権」「思想信条・信教の自由」「政教分離」を謳う現憲法下では許されないと話は改めて納得出来た。

そして学習の終盤、横田さんの『社会通念』を用いる事はマジョリティーの意見でしかなく、マイノリティーの人権は守れない』『社会的儀礼』を公に認める事は、1つの価値観が正しいとされ、それに抗う者は「社会的儀礼に反する者」と見なされてしまう。公職者が絶対に使ってはならない基準だ』との指摘は大変重要であり、繰り返し訴え続けねばならないと得心した。

事務局よりのおしらせ

訴状・準備書面・陳述・通信等書面は当会ホームページをご覧下さい。

<http://nayasukuni.g2.xrea.com/sukidensosyo/cyottomatta.html>

訴訟はまだまだ続きます、サポーター引き続き募集中

*個人年会費 一口 1,000円 *団体賛同金 一口 5,000円 (何口でも可)

郵便振込口座番号 00980 8 3507

加入者名 靖国抗議アジア訴訟団

*領収証は発行いたしません、振込用紙の受領証を保管ください。

別途要領収証の場合は通信欄に明記ください。引き続きのご注目、ご支援よろしくお願ひいたします。



『政教分離原則ってなに!』

—私たちはこの裁判で何を争っているか—

2023年5月28日、京都キャンパスプラザで、6月6日の第11回口頭弁論（証人尋問）に先立ち開催された。講師は本訴訟弁護団の中島晃弁護士。

中島弁護士は、明治維新以降、国家により「國家神道」が作られ、それが国民を戦争にかりたてる思想的支柱となり、その反省から戦後、日本国憲法に戦争の放棄とともに政教分離原則が制定された経緯を語られ、その上で本訴訟の意義について述べられた。

国家神道では、天皇は日本の国土と国民（臣民）を統治する国家の君主であると同時に天皇は天照大神の子孫であり、現人神として国家の祭祀を祀る最高の祭祀者であった。天皇を現人神として崇敬する国家神道のもとで、日本は万世一系の天皇が統治する万邦無比の神国とされ、世界征服を意味する「八紘一宇」は聖戦のスローガンとなった。こうして国家神道は、日本が軍国主義と極端な国家主義の道を歩み、国民を戦争にかりたてた思想的な支柱となった。

その深刻な反省の上に日本国憲法が誕生した。こうしたことからいえば、国家が天皇の宗教に関与してはならないという政教分離原則は厳格に貫かなければならぬ。したがって、大嘗祭と抜穂の儀という天皇の祭祀に国や京都府が関与することは許されない。

この京都・主基田抜穂の儀違憲訴訟は、かつて日本が戦争への道を歩むことにつながった国家が天皇の宗教に結びつくことがいかに危険であり、けっして許されないことを明らかにするものである。

この学習会ではまた、平安神宮主催の時代祭に自治会費からの出資を訴訟により差し止めた伊藤要さん（弁護士は中島晃弁護士、諸富健弁護士）からもその報告をしていただいた。

高橋 靖（事務局）

東京より
即位の礼・大嘗祭等
違憲差止請求訴訟の現在
佐野通夫（原告団長）

2018年12月10日、私たち241人は、政教分離原則や人民主権原理に違反する即位の礼・大嘗祭等の差止等を求めて東京地裁に提訴、そして19年3月31日、77人が二次訴訟を提訴した。合わせて318人の原告である。私たちは、儀式自体の差し止めを求めるとともに、違憲違法な儀式が強行されたことに関して国家賠償を請求することを1つの訴訟として提起した。しかし、差止訴訟は分離され、口頭弁論も開かれないので私たちの敗訴とされ、国賠訴訟のみが続いて、23年5月31日、第15回口頭弁論となり、証拠調べが始まった。裁判所は、原告本人の尋問は認めたものの、弁護団が申請した3人の学者証人（青

井未帆さん（学習院大学教授。専門は憲法学）、清水雅彦さん（日本体育大学教授。専門は憲法学）、藤野豊さん（敬和学園大学教授。専門は日本近代史）の採用は保留としたままである。私たち原告は裁判所が直接証人の声を聞こうとしないことに怒り、4月22日、学者証人採用の申入を行なった。

原告当事者尋問は、5月31日と6月21日の2期日、原告側尋問に与えられた時間130分、被告側同20分として、それぞれ6人が予定された。

5月31日は森田麻里子さん、小畠太作さん、鳥家治彦さん、木村眞昭さん、渡辺真哉さん、星出卓也さんで、期せずして宗教関係者中心の尋問となった。6人で130分なので、1人に与えられた時間は20分である。限られた時間であるが、各人の信仰・信条、あるいは親、祖父母が戦時中

にどのような目にあわされたかが良く示され、宗教講義を聴いているかのような充実した時間であった。しかし、被告国も裁判官もこの各人の思いを聴いているように見えない。結論は既に決まっているかの態度で、仕方なく聴いているかのようである。実際20分を過ぎたところで裁判長から時間経過について声がかかったりした。6月21日は、井上森さん、天野恵一さん、根津公子さん、岡田良子さん、新孝一さん、桜井大子さんの尋問が予定され、天皇制が現在においても、いかに私たちの暮らしを苦しめているかが立証される

その他 報告・お知らせ

◆ 6月3日、山口市で第34回自衛官合祀拒否訴訟自衛官合祀違憲訴訟最高裁

不当判決抗議集会が開催されました。講演は中島晃弁護士による「信教の自由と政教分離を考える—京都・大嘗祭主基田違憲訴訟に取り組んで」。信教の自由をはじめ、個人の尊厳と人権保障の実現をめざしてたたかってきた幾多の人々の苦闘の歴史があり、そうした歴史の重要なひとこまとして、自衛官合祀違憲訴訟があることを心にきざんで語り継いでゆくことが重要であると締めくくりました。

その他「合祀いやです」少数者の人権を求める会代表の小畠大作さんから、山口県知事等の護国神社参拝の違憲性を問う住民訴訟提訴の報告があり、中谷康子さんの近況の報告もありました。

◆第35回政教分離訴訟全国集会、今年は東京で開催されます。主催は即位・大嘗祭違憲訴訟の会、ノーハブサ。7月28日（金）／29日（土）、会場は日本キリスト教会館。詳細は主基田抜穂違憲訴訟団事務局までお問い合わせください

◆琉球遺骨返還請求訴訟（控訴審）からのお知らせ

第4回弁論 7月 5日（水）午後2時30分～ 大阪高等裁判所（大法廷）

* 報告集会：大阪弁護士会館 1203会議室

第5回弁論 8月23日（水）午後2時30分～ 大阪高等裁判所（大法廷）

*同訴訟支援集会 8月22日 18:30 キャンパスプラザ京都

主催：琉球遺骨返還請求訴訟全国連絡会

－靖国合祀取消行動－

◆ ただいま恒例の合祀取消行動の準備中です。9月以降の面談を要求して神社側と交渉中。無断合祀というあり得ない国家、靖国、権力の暴挙、私たちはあきらめることなく行動を持続していきます、私たちの「非戦」の意思表示です！行動の詳細は追ってお知らせします。

初めて行動してみようと思われる方、事務局までご連絡下さい。ぜひ共に意思表示を！

靖国神社まで出向けなくても、書類だけ提出する手もあります。（事務局が代わりに届けます）

予定である。裁判後の報告集会では、証言をする者は宣誓をしなければならないが、宣誓書と共に書かされる「証人カード」の「生年月日が元号を選ぶようになっていた」という発言もあった。裁判所は、憲法の変化にもかかわらず、大日本帝国憲法下の体質を引き継いでいる。

私たちは天皇制それ自体でもある裁判所とも闘わなければならない。

